

## みなし決議理事会の開催根拠

### 1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(理事会の決議の省略)

第九十六条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

### 2 一般社団法人静岡県設備設計協会定款

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときは除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。